

「日本再生加速プログラム」について

〔平成 24 年 11 月 30 日
閣 議 決 定〕

「日本再生加速プログラム」を別紙のとおり定める。

(別紙)

日本再生加速プログラム

～経済の再生と被災地の復興のために～

平成 24 年 11 月 30 日

目次

I. 基本的な考え方	1
1. 現状認識.....	1
2. 基本的スタンス.....	1
II. 具体的対応策	4
1. 「日本再生戦略」における重点3分野をはじめとする 施策の実現前倒し.....	4
(1)グリーン(世界を主導するグリーン・エネルギー社会の創造).....	4
(2)ライフ(ライフ・イノベーション創出及び医療・福祉の基盤強化).....	5
(3)農林漁業(6次産業化の推進、意欲ある若者等の雇用の促進等).....	6
(4)中小企業の活力発揮、国土・地域の活力向上、 科学技術イノベーション等.....	6
(5)雇用対策、社会・生活基盤の構築.....	8
2. 東日本大震災からの早期の復旧・復興及び大規模災害に 備えた防災・減災対策.....	9
(1)被災地の生活支援の強化、産業・雇用の立て直し.....	9
(2)学校の安全対策.....	10
(3)ゲリラ豪雨等への対応や地域の総合的防災力向上など.....	10
3. 規制改革や民間の融資・出資の促進策など財政措置によらない 経済活性化策.....	12
(1)規制・制度改革.....	12
(2)民間の融資・出資促進などによる経済活性化策.....	16
III. 本対策の規模と効果	20
(別紙1)経済危機対応・地域活性化予備費等の活用(第一弾).....	21
(別紙2)経済危機対応・地域活性化予備費等の活用(第二弾).....	22
(別表)規制・制度改革事項.....	23

I. 基本的な考え方

1. 現状認識

経済情勢は厳しさを増している。世界景気の減速等を背景として、本年夏以降、輸出が落ち込み、生産は減少が続いている。企業マインドの慎重化から投資は弱い。また、雇用情勢は改善の動きに足踏みがみられる。

7-9月期の実質経済成長率は、内外需ともに減少したことから3四半期ぶりのマイナス成長となった。その後も経済は弱い動きとなっている。アメリカや中国には改善の兆しも現れつつあるが、欧州政府債務危機をはじめ世界景気には種々の下振れ懸念が存在し、我が国経済の下押しリスクとなっている。さらに、いくつかの地域経済は、円高のほか、世界景気の減速の影響等を受けて、厳しい状況にある。

また、近年は円高と物価下落が続き、過去10年以上にわたりデフレから脱却できない状況が続いている。

2. 基本的スタンス

(景気悪化懸念に対応し、日本再生と復興を加速)

先行きの景気悪化懸念に全力で対処し、デフレからの早期脱却と経済活性化に向けた取組を加速するため、切れ目のない政策対応を講じるという方針の下で経済対策を策定し、実施する。本対策においては、財政規律を遵守しつつ、財政規模よりもむしろ知恵を絞って、日本再生と震災からの復興を着実に進めるための施策を盛り込む。これにより、速効性のある景気対応を図ると同時に、将来の展望を切り拓いていく。

こうした観点から、対策の柱は以下の3つとする。

- ① 「日本再生戦略」における重点3分野（グリーン、ライフ、農林漁業）をはじめとする施策の実現前倒し
- ② 東日本大震災からの早期の復旧・復興及び大規模災害に備えた防災・減災対策

③ 規制改革や民間の融資・出資の促進策など財政措置によらない経済活性化策

(本経済対策は切れ目なく3段階で実行)

本対策の財政措置は、切れ目なく以下の3段階で講じる。

第一弾としては、10月26日に、総額で国費4,000億円超、事業費7,500億円超の規模で平成24年度予算の予備費の使用等を決定し、すでに実施に移しているところである。

第二弾としては、本日、総額で国費8,803億円、事業費1.2兆円程度の規模で経済危機対応・地域活性化予備費及び復興予備費の使用を決定する。

さらに、補正予算を視野に入れた検討を進め、第三弾の措置を未来志向型の本格補正として今後決定・実施していく。

本対策は、これらと財政措置を伴わない施策とをひとつのパッケージとして、厳しさを増している景気の悪化懸念に対処し、景気の早期の持ち直しにつなげていくことを目的とする。

なお、本対策に掲げる各施策については、PDCAサイクルに立脚した進捗管理を行う。

(デフレ脱却に向けた政府・日本銀行の取組と円高への対応)

10年以上にわたるデフレからの脱却は、我が国経済にとって当面の最大の課題である。

10月30日に、政府及び日本銀行は、デフレからの早期脱却に向けた取組に関する共同の文書を初めてまとめた。この「共通理解」に示されているとおり、政府及び日本銀行は、デフレからの早期脱却と物価安定の下での持続的成長経路への復帰に向けて、一体となって最大限の努力を行う。政府は、デフレを生みやすい経済構造の変革が不可欠であるとの認識の下、「モノ」、「人」、「お金」をダイナミックに動かすため、最適な政策手段を動員する。日本銀行に対しては、デフレ脱却が確実となるまで強力な金融緩和を継続することを強く期待する。

日本銀行が年内に具体化する「貸出増加を支援するための資金供給」¹は、総額に上限を設けず、無制限で低利かつ長期の資金供給を行うものであり、また、政府の外為特会を活用した円高対応緊急ファシリティに協調する民間貸出を支援する効果も期待できるなど為替市場を通じた効果を含め、大きな緩和効果をもたらすと考えられ、早期の開始を期待する。

急速な円高の進行など為替市場の過度な変動は、経済・金融の安定に悪影響を及ぼすものであり、引き続き、緊張感を持って市場の動向を注視し、必要な時には断固たる措置をとる。

¹ この「貸出増加を支援するための資金供給」と2010年6月に導入された「成長基盤強化を支援するための資金供給」を合わせて、「貸出支援基金」としている。

Ⅱ. 具体的対応策

本対策の第二弾、第三弾の財政措置により実施する施策及び財政措置を伴わない規制・制度改革等の施策は以下の通りである。第二弾の施策として、今回、予備費使用により実行するものについては、以下の各項目の最後に記載した²。

1. 「日本再生戦略」における重点3分野をはじめとする 施策の実現前倒し

深刻なエネルギー制約や超高齢社会の到来など日本が直面する制約をバネとして新たな経済社会構造の構築を目指す「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）における施策の実施を前倒しする。これにより、平成25年度からの施策と有機的に連携しつつ施策実現を加速させる。

(1) グリーン（世界を主導するグリーン・エネルギー社会の創造）

厳しいエネルギー制約の下で産業空洞化を回避しつつ、世界を主導するグリーン・エネルギー社会を創造すべく、「革新的エネルギー・環境戦略」（平成24年9月14日エネルギー・環境会議決定）を踏まえた取組を加速する³。

① グリーン・エネルギー社会の形成推進

世界を主導するグリーン・エネルギー社会の創造に向けて、関連する規制・制度改革を進めつつ、再生可能エネルギー促進のための電力系統用大型蓄電システムの実証事業等を推進する。また、電力の安定供給に向けて自家発電設備導入支援等を行う。さらに、深刻なエネル

² 東日本大震災復旧・復興予備費を使用した施策には（復興予備費）と記載している。特記なき場合は経済危機対応・地域活性化予備費を使用した施策を指す。

³ 「日本再生戦略」における2020年までの目標は、50兆円以上の環境関連新規市場、140万人以上の環境分野の新規雇用の創出。

ギー制約のもとで省エネ等に取り組む企業の設備投資等の促進、集合住宅におけるエネルギー管理システム（EMS⁴）導入や関連事業の支援等に取り組む。

② グリーン・イノベーション創出

グリーン部素材開発をはじめとしたグリーンテクノロジーの研究開発に対する支援を強化するほか、海洋鉱物資源の探査技術に係るシステムの研究開発や採鉱等の生産技術の開発等に取り組む。

<第二弾として予備費により実施する具体的な措置>

- ・再生可能エネルギー発電支援のための大型蓄電システム緊急実証事業（経済産業省） 296 億円
- ・電力需給対策のための自家発電設備導入緊急支援（経済産業省） 80 億円
- ・環境配慮型設備投資の緊急支援（環境省） 4 億円

(2) ライフ（ライフ・イノベーション創出及び医療・福祉の基盤強化）

世界最高水準の医療・福祉の実現に向けて、ライフ・イノベーション創出に挑戦するとともに、医療・介護・健康関連サービスの需要増大に見合った産業育成と雇用創出に取り組む⁵。

① ライフ・イノベーション創出

国際的な開発競争の激化に対応し、iPS 細胞等を利用した再生医療・創薬研究支援を薬事法等の関連する規制・制度改革とあわせて加速する。また、医療機器等に係る研究開発等を推進する。

② 医療・福祉の基盤強化

新型インフルエンザウイルスの発生に備えた対策（第二弾の措置により、国民の 45%に相当する量の備蓄の維持に必要な抗インフルエンザウイルス薬を購入）等を行う。また、第二弾の措置により介護施設

⁴ EMS（Energy Management System）とは、エネルギー需給を総合的に把握して機器や設備の効率的な運転を行い、省エネルギーを実現するシステム。

⁵ 「日本再生戦略」における 2020 年までの目標は、新市場約 50 兆円、新規雇用 284 万人の創出。

の整備（5万人程度の定員増相当分）を行うとともに、福祉・介護人材の確保を推進する。

＜第二弾として予備費により実施する具体的な措置＞

- ・ iPS 細胞を利用した創薬研究支援（厚生労働省） 20 億円
- ・ 感染症対策（新型インフルエンザウイルス発生に備えた対策）の推進（厚生労働省） 134 億円
- ・ 福祉・介護分野の施設整備や人材確保等（厚生労働省） 619 億円
- ・ 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）（環境省） 21 億円

(3) 農林漁業（6次産業化の推進、意欲ある若者等の雇用の促進等）

6次産業化の推進等によって、食と農林漁業の再生を加速する。そのため、生産基盤の整備等を推進するとともに、意欲ある若者等の農林漁業における就業、事業環境変化への対応を支援する。また、農林漁業成長産業化ファンドの本格始動等に取り組む。

＜第二弾として予備費により実施する具体的な措置＞

- ・ 6次産業化促進のための生産・出荷施設等の緊急整備（農林水産省、国土交通省） 92 億円
- ・ 農林漁業における新規就業者への緊急支援（農林水産省） 31 億円
- ・ 飼料価格高騰等への緊急対応（農林水産省） 340 億円

(4) 中小企業の活力発揮、国土・地域の活力向上、科学技術イノベーション等

日本経済の成長力を強化し、地域から経済の活性化を図るため、地域の雇用の担い手である中小企業の活力発揮、地域の潜在的な魅力を引き出すための環境整備、科学技術イノベーションの創出等に取り組む。

① 中小企業の活力発揮

中小企業による新ビジネスへのチャレンジ、海外展開等を支援する。商店街については、子育て施設や高齢者支援といった地域住民の多様なニーズへの対応を支援するなど、人が集まる場所としての機能強化

等に取り組む。

「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」（本年 4 月 20 日公表）を引き続き推進する。加えて、経営力強化支援法（本年 8 月 30 日施行）に基づく税理士、弁護士、金融機関等の認定支援機関（中小企業の経営改善計画作成等を支援）に対する研修の実施等、認定支援機関の徹底的な活用や中小企業再生支援協議会における取組の強化を行う。さらに、事業環境の急激な変化への対応も含め、経営改善支援とあわせた民間金融機関を補完する公的金融による資金繰り支援等を行う。これらにより、小さな企業を含めた中小企業の再生・経営改善等を徹底的に推進していく。

② 国土・地域の活力向上

交付金の活用を含め、国際競争力強化、地域のニーズへのきめ細かな対応等に資するインフラ整備等や通学路の安全確保等に取り組む。また、総合特区制度の活用、PFI/PPP 事業の推進等により地域の潜在力発揮を図る。さらに、空港・海港における出入国審査の円滑化、国内の観光資源の充実等により、訪日観光客の拡大に取り組む。

③ 科学技術イノベーションの推進等

情報通信技術の利活用推進、宇宙空間の開発・利用の推進等に取り組むほか、産学官の知識を結集した世界トップレベルの研究開発及び成果の還元を推進すべく、基礎研究から実用化までのイノベーション創出のための環境整備を強化する。

④ サービス産業を含めた日本企業の海外展開促進

新興国の成長力の取り込み等を図るため、日本のコンテンツの海外展開支援等、クールジャパン戦略を強力に実行する。さらに、ODA 等を活用した新興国・開発途上国のインフラ整備や、企業へのきめ細かいサポート等により、サービス産業を含めた日本企業の海外事業展開を支援する。

<第二弾として予備費により実施する具体的な措置>

・地域商業再生事業（経済産業省）	10 億円
・認定支援機関向け経営改善・事業再生研修事業（経済産業省）	10 億円
・中小企業の資金繰り支援（財務省）	951 億円
・国際競争力強化や防災・減災等に資する社会資本整備総合交付金（国土交通省、内閣府）	301 億円
・通学路の緊急合同点検結果に基づく緊急対策（国土交通省）	25 億円

(5) 雇用対策、社会・生活基盤の構築

厳しい雇用情勢を踏まえ、雇用対策や人材育成のための環境整備を行うほか、保育所の整備をはじめとした社会・生活基盤の構築に取り組む。

① 雇用対策、人材育成

雇用情勢の変化に対応し、雇用の場の確保等の雇用対策を講ずるとともに、生活保護受給者の就労支援等を行う。特に、第二弾の措置により、重点分野雇用創出事業を通じて介護、医療、環境エネルギー等の成長分野において雇用（3万人程度）を創出する。また、人材育成の強化のための教育研究環境整備、女性の活躍促進等に取り組む。

② 社会・生活基盤の構築

子ども・子育て支援を一層進めることとし、待機児童の解消を着実に図るため、第二弾の措置により保育所の整備（7万人程度の定員増相当分）を進める。また、障害者施設等の整備を進める。さらに、複雑化・多様化するサイバー攻撃への対処等を含めた情報セキュリティの強化、自殺対策の推進等、社会・生活基盤の構築に取り組む。

<第二弾として予備費により実施する具体的な措置>

・雇用対策・生活保護受給者の就労支援等（厚生労働省）	1,100 億円
・保育所・障害者施設等の整備（厚生労働省、文部科学省）	1,320 億円

2. 東日本大震災からの早期の復旧・復興及び大規模災害に備えた防災・減災対策

東日本大震災からの復旧・復興は最優先の課題である。復旧・復興に真に直結する緊要な施策を実施し、被災地における生活支援の強化、産業・雇用の立て直しを進め、復旧・復興を加速する。あわせて、緊急に対応が必要な学校の安全対策を推進する。また、豪雨対応や耐震化等の防災・減災対策等を進め、地域の総合的防災力を向上するとともに必要な災害復旧等を実施する。

(1) 被災地の生活支援の強化、産業・雇用の立て直し

① 被災地における生活支援の強化

被災者の生活再建のため、緊急な課題に的確に対処する。

- ・建設した仮設住宅の風呂の追いだき機能等の充実、被災した医療機関の再開等に対する支援などの地域医療の再生支援、福島県民の健康管理の充実、原子力損害賠償の円滑化等を迅速に実施する。
- ・津波被災地域における住民の定着促進を通じた地域の復興の支援（震災復興特別交付税の増額）、放射性物質に汚染された稲わら等の廃棄物の処理の促進など被災地の復旧・復興施策を進める。

＜第二弾として予備費により実施する具体的な措置＞（全て復興予備費）

・仮設住宅の機能の充実等（厚生労働省）	781 億円
・被災地域における地域医療の再生支援（厚生労働省）	380 億円
・福島健康管理拠点の緊急整備（環境省）	60 億円
・原子力損害賠償の円滑化（文部科学省）	6 億円

② 被災地における産業・雇用の立て直し

既に実施したグループ補助金と福島立地補助金の拡充に加え、日本政策金融公庫による復旧・復興支援の拡充、福島県における医療機器産業の振興・集積拠点の整備等を行う。また、被災地における雇用創出に直結する雇用対策など産業・雇用の立て直しを進める。

＜第二弾として予備費により実施する具体的な措置＞（全て復興予備費）

- ・被災地の中小企業の資金繰り支援（財務省、経済産業省） 243 億円
- ・被災地の農業経営への緊急金融支援（農林水産省） 9 億円
- ・福島県医療機器開発・安全性評価センター整備（経済産業省） 134 億円

(2) 学校の安全対策

子どもの安全確保に関わり、災害時に避難所としても機能しうる学校の耐震化等の安全対策を推進する。まず、第二弾の措置により学校耐震化の本年度内の前倒し実施等を行う（公立小中学校については、耐震化率を約 91%まで高める。）。

＜第二弾として予備費により実施する具体的な措置＞

- ・学校の耐震化等の推進（文部科学省）
502 億円（経済予備費）、581 億円（復興予備費）

(3) ゲリラ豪雨等への対応や地域の総合的防災力向上など

豪雨対応や耐震化等、インフラや公共施設の防災・減災対策等を進め、行政機関等の災害対応力を強化し、地域の総合的防災力を向上するとともに必要な災害復旧等を実施する。

- ・河川、道路、港湾・漁港等のインフラについて災害対策や老朽化対策等を行う。また、地方自治体による災害に対応した自主的な施設整備等を支援する。
- ・災害拠点病院等の耐震化をさらに向上させる。また、社会福祉施設など公共施設の耐震化等を推進する。
- ・大規模災害時の対応体制を強化し、消防、警察・自衛隊等の行政機

関等の災害対応力の整備を進め、地域の総合的防災力の向上を図る。

- ・石油安定供給に必要なサービスステーションにおいて緊急性を有する地下タンクの漏えい防止措置等の防災対策を行う。
- ・必要な災害復旧や被災者の生活再建支援を迅速に行う。

<第二弾として予備費により実施する具体的な措置>

・河川等の緊急風水害・土砂災害対策及び道路・港湾の緊急老朽化対策（国土交通省、内閣府）	133 億円
・災害復旧等事業（国土交通省、農林水産省）	66 億円
・農山漁村における豪雨等緊急対策（農林水産省、国土交通省）	88 億円
・医療施設の耐震化（厚生労働省）	357 億円
・大規模災害時における応急対応体制の強化（内閣府）	1 億円
・地下タンク環境保全対策緊急促進事業（経済産業省）	87 億円
・被災者生活再建支援金補助金（内閣府）	21 億円

3. 規制改革や民間の融資・出資の促進策など財政措置 によらない経済活性化策

民間の自由な創意工夫によって経済の活力を再生するとの基本姿勢の下、大胆かつ速やかに聖域なく規制・制度改革を推進する。

また、民間資金の活用によるデフレ脱却、経済活性化のための措置を講じる。

(1) 規制・制度改革

デフレから早期に脱却し、中長期的にも所得の増加を伴う国民全体にとって望ましい経済成長を実現するため、規制・制度改革を通じて「モノ」、「人」、「お金」がダイナミックに動く社会経済環境を早急に整備し、生産、分配、支出にわたる好循環を導くことを目指す。

「日本再生戦略」に示された重点3分野（グリーン、ライフ、農林漁業）をはじめとする各分野における規制・制度改革を強力に推進することにより、公正で活力ある競争環境の整備、多様な主体の参画による新しい事業活動の開拓、民間の創意工夫による社会的課題の自律的な解決等を促進し、これをもって経済成長を加速させる。

これらの実現のため、既定の改革方針の前倒し及び充実を含め、以下の具体的措置をはじめとする本対策に盛り込まれた計70項目（別表）について検討を進め、早期に措置するものとする。

【「お金」の動きの活性化】

民間資金の流れを活性化して、個人金融資産1,500兆円が投資・消費へとつながるメカニズムを構築するため、以下の事項について検討を行い、結論を得る。

＜具体的措置＞

○証券市場の活性化

新興成長企業に係る規制緩和等を通じて資金調達の促進を図る米国における JOBS 法 (Jump-start Our Business Startups Act) の制定等を踏まえ、企業情報等の開示や民事責任及び課徴金制度等を見直す。

○出資規制の緩和

金融機関における資本性資金の供給促進のため、金融機関の健全性維持を考慮しつつ、金融機関の出資規制の緩和を図る。

○投資法人における資金調達・資本政策手段の多様化

無償減資制度、新投資口予約権無償割当による増資 (ライツ・オファリング)、自己投資口取得等、投資法人における新たな資金調達・資本政策手段を導入する。

【「モノ」の動きの活性化】

我が国経済社会に存在する有形無形の資源・資産の流通を促進し、国内外におけるビジネス機会を拡大するため、以下の事項について検討を行い、結論を得る。

＜具体的措置＞

○電子輸出申告の 24 時間化

輸出申告手続きの効率化・迅速化の観点から、輸出入・港湾関連情報処理システム (NACCS) を利用した輸出申告を 24 時間 365 日可能とする。

○オープン・データの一層の推進

公的機関が保有する情報を活用した民間ビジネスの創出を促すための、ライセンス方式、標準的データ形式、公開・公表手法等の詳細な制度設計を図る。

○個人を特定できない状態にした情報の利用の自由化

どの程度の加工等を実施すれば「個人情報」に該当しなくなるのか等いわゆる「匿名化」に関して検討を行い、必要に応じ、事業等分野ごとのガイドライ

ン等に示す。

○企業グループでの産業廃棄物の「自ら処理」の容認

親会社・連結子会社間等で産業廃棄物の処理を委託する場合における取引の実態を踏まえ、委託先の廃棄物処理業の許可の取得の要否について整理する。

【「人」の動きの活性化】

意欲をもって働き、その能力を発揮できるよう、新たな産業分野や職種・職場への移動が円滑に進む環境を整備し、就業や起業を促進する。

<具体的措置>

○独創的な若手研究者育成、発掘のための制度改革

独立行政法人科学技術振興機構が実施する戦略的創造研究推進事業について、事業実施の成果が最大化されるよう、単なる実績主義や合議制によらない採択を更に徹底する制度改革を行う。

○労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分の更なる明確化

各労働局に対して照会の多い事例を収集し、その類型化を行い、基本的な考え方の整理を行うなど、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分の更なる明確化を図る。

○有料職業紹介制度の見直し

求人者、求職者及び関係雇用主による有料職業紹介サービスの活用が進むよう、届出制手数料の見直しを含む諸方策について、検討を行い、結論を得る。

【日本再生戦略重点3分野の活性化】

<グリーン分野の具体的措置>

○発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等

アセスメントの手続期間を、火力リプレースは最大1年強まで短縮、風力・

地熱は概ね半減させる。また高効率でCO2排出量の少ない火力の新增設についても迅速化する。

○超小型モビリティの走行緩和

超小型モビリティの公道走行を簡便な手続で行えるようにする認定制度を平成25年1月目途に創設する。

○小水力発電に係る河川法の許可手続の簡素化

一定の要件に該当する小水力発電について、大規模水力発電とは異なる水利使用区分とするための河川法施行令の改正を行う。

<ライフ分野の具体的措置>

○iPS細胞を用いた再生医療実現のための法整備等

iPS細胞を用いた再生医療を実現するために、次期通常国会における薬事法改正法案の提出等の関連法制の整備を行うとともに、安全面の基準整備等を進める。

○ワクチン政策の見直し

WHOが接種を推奨しているワクチンの定期接種化等必要な措置を早急に検討し、それを踏まえて、予防接種法を抜本的に見直す。

○レセプト等医療データの利活用促進

レセプト情報を一元化したデータベースを、医師会、保険者及び研究機関など幅広く第三者が利用できるよう検討を行い、その検討結果を踏まえ、ガイドラインを改定する。

<農林漁業分野の具体的措置>

○国家貿易制度の見直し

麦の国家貿易におけるSBS方式（売買同時契約方式）の運用改善を通じ利用を推進しつつ、さらに同方式の導入拡大を図る。

○国産木材の利用促進

国産木材の利用促進のため、木材の耐火性等に関する研究成果等を踏まえて木造建築関連基準を見直し、所要の法令改正を行う。

(2) 民間の融資・出資促進などによる経済活性化策

個人金融資産は1,500兆円に達するものの成長分野には資金が十分に回っていないことから、民間資金がリスクを伴う投資に向かう環境を整備する⁶。また、日本銀行の「貸出支援基金」により、こうした取組の効果が更に高まることを期待する。

① 金融円滑化法の期限到来後を見据えた中小企業の事業再生支援の強化

中小企業が目線に立った経営改善・再生支援を行うことができるよう地域の事業再生支援能力を向上させる。そのため、関係機関の適切な機能分担の下で、企業再生支援機構については、保有するノウハウの地域の再生現場への積極的な提供を含む機能強化を図り、来年4月以降も新規の支援決定を行うことができるよう支援決定期限を延長することとし、次期通常国会において所要の法改正を行う。あわせて、金融機関については、中小企業の経営改善支援の状況を定期的に公表するよう、今年度中に内閣府令等を改正する。

その他、迅速な中小企業の事業再生を図るため、地方自治体に対し、損失補償付き信用保証に係る求償権放棄の処理の迅速化のための条例制定について協力を要請する。

また、「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」（本年4月20日公表）を引き続き推進する。加えて、経営力強化支援法（本年8月30日施行）に基づく税理士、弁護士、金融機関等の認定支援機関（中小企業の経営改善計画作成等を支援）に対する研修の実施等、認定支援機関の徹底的な活用や中小企業再生支援協議会における取組の強化を行う。さらに、経営改善支援とあわせた民間金融機関を

⁶ 平成25年度税制改正として、外債を含む公社債等に対する課税方式を変更し、上場株式等のみ認められている損益通算を公社債等にも拡大することなどが検討されている。これについては、投資家が投資しやすい環境の整備とともに、外債等への投資を促し、為替市場の安定化にも資すると考えられる。

補完する公的金融による資金繰り支援等を行う。これらにより、小さな企業を含めた中小企業の再生・経営改善等を徹底的に推進していくとともに、中小企業による新ビジネスへのチャレンジ、海外展開等を支援する。商店街については、子育て施設や高齢者支援といった地域住民の多様なニーズへの対応を支援するなど、人が集まる場所としての機能強化等に取り組む（再掲）。

② 不動産・インフラ投資市場の活性化

不動産・インフラ投資市場を活性化するため、投資適格な不動産・インフラの整備から投資ファンドに係る制度の整備、投資市場の規模拡大の各段階で施策を推進する。

このため、耐震・環境性能等に優れた良質な不動産について証券化手法を通じた供給促進を図るとともに、PFI/PPP 制度について個別の管理者の枠を超えた事業など新しいモデルによる事業を推進するための制度の拡充等により PFI/PPP 事業の推進を図る。また、市場の活性化に向け、官民連携の中核となる支援体制の整備や、各府省の施策連携を推進する。

これらを通じて、内外にわたって個人資金やグローバル資金の好循環を創り出す方策について、強力に推進する。

③ 日本再生戦略の重点分野等への投資に対する金融面からの支援

深刻なエネルギー制約のもとで省エネ等に取り組む企業の設備投資等の促進、中小企業の財務基盤を強化する資本性資金の供給、海外資源権益の確保の推進、農林漁業成長産業化ファンドの本格始動等を図る。このために、日本政策金融公庫、石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）、農林漁業成長産業化支援機構等が産業投資⁷等を用いて行う各種の出融資制度を民間資金の呼び水として最大限活用する。

⁷ 産業投資とは、産業開発等の事業に対して、財政投融资計画の一環として行う投資である。

④ 円高対応緊急ファシリティの対象拡大による日系企業の海外事業支援

アジアをはじめとする海外の成長を取り込み、日系企業の海外事業の安定的継続、中小企業の海外 M&A による海外進出を促進するため、以下の通り、円高対応緊急ファシリティの対象拡大を図る。

(i) 海外事業安定化支援

海外に進出している日系企業等⁸に対し、安定的に事業を継続するために必要な外貨資金供給を新たに実施する。

(ii) 中堅・中小企業向け支援

中堅・中小企業向けに、海外事業安定化支援を行う他、地方銀行及び日本政策投資銀行と国際協力銀行（JBIC）との海外 M&A 向けのクレジットラインの新たな締結により、海外 M&A を促進する。

なお、同ファシリティの政策目的を着実に達成するため、今後とも、必要に応じて更なる有効利用措置を講じる。

⑤ JBIC・JICA 等の活用による日本企業の海外進出支援強化、インフラ輸出の促進

以下により、我が国企業の海外進出への支援の強化を図るとともに、官民が連携してインフラの海外展開等を図る。

- ・ 日本銀行に対し、現地中銀との合意により、日本国債を担保とした日系金融機関の現地中銀からの現地通貨調達円滑化の推進を期待
- ・ JBIC の現地通貨建て出融資・保証制度の活用
- ・ 国際協力機構（JICA）の外貨返済型円借款の導入、海外投融資の本格再開 等

⁸ 大規模自然災害や暴動等、事業者の責めに帰することのできない事由により、急激な売上げの減少等、安定的な事業継続への支障が広範囲の日系企業に及んでいる途上国に進出している日系企業等をいう。

⑥ 個人保証制度の見直し

創業や早期の事業再生を円滑に進めるため、再建時等における経営者本人保証の整理手続の円滑化策等、経営者本人保証を限定的にする施策の検討を進める。

Ⅲ. 本対策の規模と効果

本対策の第一弾及び第二弾の規模及び効果は以下のとおりである。合計すると、規模は国費 1.3 兆円程度、事業費 2.0 兆円程度（中小企業金融などの融資規模を含めた事業規模は 5 兆円程度）となり、経済効果は実質 GDP 比 0.4%程度と見込まれる。

また、規制・制度改革の推進や不動産・インフラ投資市場の活性化等の財政措置によらない施策も、デフレ脱却と経済活性化に資する効果を発現すると期待される。

さらに、これらに第三弾として今後、未来志向型の本格補正で措置される対策が加わる。

本対策の効果を来年前半に発現させることが重要であり、できる限り早期に本対策を実施する。

●第一弾の措置（10月26日）（別紙1参照）

規 模： 国費 4,000 億円超、事業費 7,500 億円超
経済効果： 実質 GDP 比 0.1%強、雇用創出 4 万人程度

●第二弾の措置（11月30日）（別紙2参照）

規 模： 国費 8,803 億円、事業費 1.2 兆円程度
（中小企業金融などの融資規模を含めた事業規模は 4.1 兆円程度）
経済効果： 実質 GDP 比 0.2%強、雇用創出 8 万人程度

●第一弾と第二弾の合計

規 模： 国費 1.3 兆円程度、事業費 2.0 兆円程度
（中小企業金融などの融資規模を含めた事業規模は 5 兆円程度）
経済効果： 実質 GDP 比 0.4%程度、雇用創出 12 万人程度

1. 「日本再生戦略」における重点3分野(グリーン、ライフ、農林漁業)をはじめとする施策の実現前倒し 1,051億円

- (1) 世界を主導するグリーン・エネルギー社会の創造 411億円
- エネファーム（家庭用燃料電池）設置の緊急支援 251億円
 - 次世代型の高効率熱利用設備設置の緊急支援 155億円
 - 地域主導による再生可能エネルギー導入のための緊急支援 5億円

- (2) 農林漁業の6次産業化の推進、意欲ある若者等の雇用の促進 520億円
- 6次産業化促進のための農地・水利施設緊急整備 160億円
 - 水産物の輸出促進緊急対策 50億円
 - 小規模・迅速な農地・水利施設緊急整備 310億円

- (3) iPS細胞による再生医療をはじめ世界トップレベルの研究開発の推進 38億円
- iPS細胞を活用した再生医療の臨床研究の加速（再生医療用iPS細胞ストックの整備等） 20億円
 - iPS細胞等の臨床研究の安全基盤緊急整備 10億円
 - 創薬支援ネットワーク等の緊急整備 8億円

- (4) その他 82億円
- 通学路の緊急合同点検結果に基づく緊急対策 48億円
 - 障害者施設・児童福祉施設の緊急整備 34億円

2. 東日本大震災からの早期の復旧・復興及び大規模災害に備えた防災・減災対策 2,643億円

- (1) 被災地の産業・雇用の立て直し（復興予備費） 1,203億円
- 被災地向けグループ補助金 801億円
 - 福島立地補助金 402億円

- (2) 学校の安全対策 200億円
- 学校施設老朽化等への緊急対策 200億円

- (3) ゲリラ豪雨等への対応や、地域の総合的防災力向上 1,240億円
- 河川等の緊急風水害対策及び道路・港湾等の緊急老朽化対策 454億円
 - 農山漁村における豪雨等緊急対策 467億円
 - 水道老朽化、水質汚染等への緊急対策 74億円
 - 防災力向上のための地域自主戦略交付金 208億円
 - 消防救急デジタル無線等の緊急整備 31億円
 - 官邸の危機管理対応施設の緊急整備 2億円
 - 中央防災無線網等の緊急整備 3億円

合計 3,694億円（事業費7,200億円程度）

同時に使用決定した一般予備費及び既存基金の活用を合わせた
総額 国費4,000億円超、事業費7,500億円超

※1. 及び2. (2)、(3)は経済危機対応・地域活性化予備費を活用

- 上記のほか、海上保安庁の装備等の緊急整備（170億円）及び災害復旧等事業（62億円）のため、一般予備費を使用。
- 予備費使用とあわせて、成長分野における非正規雇用労働者をはじめとする人材へのキャリアアップを支援（既存基金の活用）（最大300億円程度）。

(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

1. 「日本再生戦略」における重点3分野(グリーン、ライフ、 農林漁業)をはじめとする施策の実現前倒し 5,354億円

(1) グリーン(世界を主導するグリーン・エネルギー社会の創造)

380億円

○再生可能エネルギー発電支援のための大型蓄電システム緊急実証事業

296億円

○電力需給対策のための自家発電設備導入緊急支援

80億円

○環境配慮型設備投資の緊急支援

4億円

(2) ライフ(ライフ・イノベーション創出及び医療・福祉の基盤強化)

794億円

○iPS細胞を利用した創薬研究支援

20億円

○福祉・介護分野の施設整備や人材確保等

619億円

○感染症対策の推進

134億円

○子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)

21億円

(3) 農林漁業(農林漁業の6次産業化の推進、意欲ある若者等の雇用の促進など)

463億円

○6次産業化促進のための生産・出荷施設等の緊急整備

92億円

○農林漁業における新規就業者への緊急支援

31億円

○飼料価格高騰等への緊急対応

340億円

(4) 中小企業の活力発揮、国土・地域の活力向上

1,296億円

○中小企業の資金繰り支援

951億円

○地域商業再生事業

10億円

○認定支援機関向け経営改善・事業再生研修事業

10億円

○国際競争力強化や防災・減災等に資する社会資本整備総合交付金

301億円

○通学路の緊急合同点検結果に基づく緊急対策

25億円

(5) 雇用対策、社会・生活基盤の構築

2,420億円

○保育所・障害者施設等の整備

1,320億円

○雇用対策・生活保護受給者の就労支援等

1,100億円

2. 東日本大震災からの早期の復旧・復興及び大規模災害に 備えた防災・減災対策 3,448億円

(1) 被災地の生活支援の強化、産業・雇用の立て直し(復興予備費)

1,612億円

○仮設住宅の機能の充実等

781億円

○被災地域における地域医療の再生支援

380億円

○被災地の中小企業の資金繰り支援

243億円

○福島県医療機器開発・安全性評価センター整備

134億円

○福島健康管理拠点の緊急整備

60億円

○被災地の農業経営への緊急金融支援

9億円

○原子力損害賠償の円滑化

6億円

(2) 学校の安全対策 1,083億円

○学校の耐震化等の推進 502億円(経済予備費)、581億円(復興予備費)

(3) ゲリラ豪雨等への対応や、地域の総合的防災力向上など 754億円

○医療施設の耐震化 357億円

○河川等の緊急風水害・土砂災害対策及び道路・港湾の緊急老朽化対策

133億円

○農山漁村における豪雨等緊急対策

88億円

○地下タンク環境保全対策緊急促進事業

87億円

○災害復旧等事業

66億円

○被災者生活再建支援金補助金

21億円

○大規模災害時における応急対応体制の強化

1億円

合 計 国費8,803億円(事業費1.2兆円程度)

(中小企業金融などの融資規模を含めた事業規模は4.1兆円程度)

※ 国費8,803億円の内訳

・ 経済予備費6,610億円(1. 2. (3)全て。2. (2)の一部)(残額 0億円)

・ 復興予備費2,193億円(2. (1)全て。2. (2)の一部)(残額604億円)

(注1) 上記とあわせて、11月30日に、衆議院総選挙関係経費など870億円の一般予備費の使用を決定。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

別表 規制・制度改革事項

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管官庁
〈「お金」の動きの活性化〉				
1	証券市場の活性化	証券市場の活性化を促進し、証券市場に対する信頼を高める観点から、金融商品取引法上の企業の合理的で公正な開示のあり方について、以下の事項を含めて検討を行い、結論を得る。 ① 米国におけるJOBS法(Jump-start Our Business Startups Act)の制定等諸外国の状況や、我が国における証券市場の状況を踏まえた、企業内容等の開示の合理的な見直し ② 諸外国における状況や、我が国の状況等を踏まえた有価証券報告書等の虚偽記載に係る上場会社等の民事責任・課徴金制度のあり方	平成25年検討	金融庁
2	出資規制の緩和	金融機関に対する出資規制の在り方については、金融機関の健全性を維持するという規制の趣旨を踏まえつつ、金融機関による資本金の供給促進の観点から、金融機関の取得・保有可能な議決権数の上限について適用除外・例外規定の在り方を含め検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討、結論	金融庁
3	議決権保有規制の緩和	金融庁における「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方」に関する議論等に基づく出資規制に係る措置に関し、金融機関の取得・保有可能な議決権の割合の上限について適用除外・例外規定の在り方を含め検討を行い、当該措置の実施時までに必要な措置を講じる。	平成24年度検討開始	公正取引委員会
4	銀行の子会社の業務範囲の拡大(リース子会社等の収入制限の緩和)	銀行の子会社であるリース子会社のリース業務で生じた物品の取扱に限り、中古物品売買や保守点検のみを行う会社を当該リース子会社の子会社として保有することを認め、関係告示の改正を行う。	平成24年度措置	金融庁
5	投資法人における資金調達・資本政策手段の多様化	無償減資制度の導入、ライツ・オフリング、自己投資口取得その他投資法人における資金調達・資本政策手段の多様化の在り方について結論を得る。	平成24年度結論	金融庁
〈「モノ」の動きの活性化〉				
6	電子輸出申告の24時間化	輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)を利用した輸出申告について、申告先税関官署への開庁時間外の事務執行手続によらず、24時間365日行うことができるようにすることについて検討を行い、結論を得る。	平成25年度上期検討、結論	財務省
7	外為法上の「クラウド上での技術情報保管」の考え方の明確化	いわゆるクラウドサービスの利用促進を図る観点から、諸外国における規制の状況や事業者への負担に留意しつつ、ストレージサービスやSaaS(Software as a Service)などのクラウドサービスの利用に際して、外国為替及び外国貿易法(外為法)上の許可を得ることを要しない場合等を具体的に明示するなど、クラウドサービスの利用に係る外為法の適用指針等を事業者・事業者団体と十分に協議したうえで策定・公表する。	平成24年度措置	経済産業省
8	オープンデータの一層の推進	電子行政オープンデータ戦略(平成24年7月4日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)に基づき、オープンデータを推進するための官民による実務者会議を直ちに設置するとともに、当該実務者会議において、諸外国の制度を参考にしつつ、例えば「クリエイティブ・コモンズ」といった自由な利用を原則とした国際的に普及しているライセンスの活用、公共情報提供の標準的データ形式・構造の構築、公開すべきデータの考え方の整理、機械判読可能なデータ形式で公開するための技術的手法の導入等の詳細な制度設計について検討を行い、結論を得る。	実務者会議の設置は平成24年措置、詳細制度設計については平成25年度上期検討、結論	内閣官房
9	個人を特定できない状態にした情報の利用の自由化	どの程度の加工等を実施すれば個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定する「個人情報」に該当しなくなるのか、いわゆる連結可能匿名化情報の取扱い等、いわゆる「匿名化」に関して検討を行い、必要に応じ、事業等分野ごとのガイドライン等に示す。消費者庁は個人情報保護関係省庁連絡会議等を活用し、各省庁に対しガイドライン等の周知を図るとともに、その取組状況について取りまとめ公表する。	平成25年度上期検討、結論	消費者庁及び事業等分野ごとのガイドライン等を策定する各省庁
10	有線電気通信法における設置手続の簡素化・電子化	有線電気通信法における電気通信設備設置事前届出の、工事の2週間前という期限の必要性について、透明性を確保した上で外部有識者も交えて見直しを検討し、結論を得る。	平成24年度結論	総務省
11	無線局免許状の管理・保管の負担軽減	無線設備(送信装置)の設置場所ごとに交付する免許状について、多数の免許を保有する免許人の免許状管理・保管の負担軽減を図る観点から、携帯電話用基地局等については複数の免許を一枚の免許状で交付可能とすることとし、所要の省令改正等を行う。	平成24年措置	総務省
12	無線局の開局目的の簡素化	申請業務の簡素化・効率化の観点及び着実な無線局の監督管理の観点から、無線局の開局目的を現在の135区分から9区分に大きくり化することとし、所要の省令改正等を行う。	平成24年度措置	総務省
13	携帯電話の効率的エリア拡充に向けたネットワークシェアリングのためのルール整備	携帯電話事業者等の間におけるネットワークシェアリングのうち、緊急通報ローミングについて、その早期の実現に向けた仕組みについて検討し、結論を得る。	平成24年結論	総務省
14		また、当該仕組みの導入可否について検討し、結論を得る。	平成24年度結論	

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管官庁
15	携帯電話端末の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針の見直し	第二世代携帯電話サービスが終了したことから、ガイドライン(各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針)の記載の見直しを行う。	平成25年1月までに措置	総務省
16	電波有効利用の促進による経済活性化	電波利用ビジネスを活性化し、新たな市場を創出するため、「周波数再編アクションプラン(平成24年10月改定版)」に基づき、5GHz帯無線LANシステム、79GHz帯レーダシステム(自動車搭載用等)、ホワイトスペース利用システムを可能とする必要の省令改正等を行う。	平成24年以降順次実施	総務省
17	PFIの拡大に向けた制度改善	PFI事業において、民間の創意工夫やノウハウを十分に活用するため、PFI実務を概説するガイドラインにおいて多段階選抜・競争的対話方式を位置付けることについて検討し、結論を得る。	平成24年度結論	内閣府
18	地下鉄等軌道上の市街地再開発事業の推進	都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を推進する観点から、都市再開発法に基づき第一種市街地再開発事業を実施する際に、地下の地下鉄軌道等に区分地上権が設定される場合においても、全員同意を得ずして権利変換が可能となる方策について結論を得るとともに、可能な限り早期に措置する。	平成24年度結論、可能な限り早期に措置	国土交通省
19	河川護岸の整備や人道橋の設置における仕組みの整備等	地域の魅力をいかした観光振興の観点から、河川空間の景観や利用快適度を評価し、護岸、人道橋等の施設の整備・管理にフィードバックする仕組みを検討し、結論を得る。	平成24年度結論	国土交通省
20	PPP/PFI制度の積極的な活用	PFI制度の一層の活用を図る観点から、SPC(特別目的会社)の株式の譲渡、債権譲渡についてのガイドライン改正を検討し、結論を得る。	平成24年度結論	内閣府
21	特定粉じん(アスベスト)排出等作業の届出に係る例外規定(非常時の緊急作業)の弾力的な運用	特定粉じん(アスベスト)排出等作業(以下「排出等作業」という。)を行う場合の届出について、「災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合」(以下「非常事態」という。)には、作業基準の遵守を前提として、届出は排出等作業の開始日の十四日前までに行う必要がないところ、都道府県知事が、配管腐食で漏洩した箇所について非常事態と認めた場合、それと同様の腐食環境にある類似設備・配管等の点検の作業等についても非常事態に準ずるものとして、届出は排出等作業の開始日の十四日前までに行う必要がない旨の周知徹底を行う。	平成24年度措置	環境省
22	企業グループでの産業廃棄物の自ら処理の容認	産業廃棄物の処理について、親会社・連結子会社間及び親会社・持分法適用会社間で委託する場合において、これらの企業間における取引の実態を踏まえ、委託先の廃棄物処理業の許可を不要とした場合の効果・影響について検討を行い、その取得の可否について結論を得る。	平成25年度検討、結論	環境省
23	積替え保管の許可基準の明確化	小型車両から大型車両等へ輸送手段を変更する作業で、封入する産業廃棄物の種類に応じて当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない水密性及び耐久性等を確保した密閉型のコンテナを用いた輸送、又は産業廃棄物を当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない容器に密封し、当該容器をコンテナに封入したまま行う輸送において、当該作業の過程でコンテナが滞留しない場合について、生活環境保全上支障がない作業場所の要件設定等の検討を行い、当該場所における輸送手段の変更作業については、積替え又は保管とみなさないことについて検討を行う。	平成25年度結論、結論を得次第措置	環境省
24	産業廃棄物処理業者の変更届出規制の合理化	許可の有効期間が通常よりも長期に認められる優良な産業廃棄物処理業者について、5%以上株主に係る変更届出の在り方を見直す。	平成25年度結論、結論を得次第措置	環境省
25	微量PCB汚染廃電気機器等の処理促進の在り方等の見直し	微量PCB汚染廃電気機器等の確実かつ適正な処理促進の在り方等について、平成24年8月に「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」報告書が得られたことを踏まえ、処理能力増強に資する技術的課題の検討を行い、結論を得る。	平成25年度結論、結論を得次第措置	環境省
〈「人」の動きの活性化〉				
26	独創的な若手研究者育成、発掘のための制度改革	独立行政法人科学技術振興機構が実施する戦略的創造研究推進事業について、iPS細胞樹立の成果創出を踏まえ、研究総括(PO)の責任の下での裁量的判断等により、事業実施の成果が最大化されるよう、事業全体を総括する研究主監(PO)会議による事業横断的なクオリティ・コントロール強化などを通じて、単なる実績主義や合議制によらない採択を更に徹底する制度改革を行う。	平成25年上期措置	文部科学省
27	労働者派遣制度の見直し	労働者派遣制度について、いわゆる「付随的業務」や派遣期間の在り方を含め、いわゆる専門26業務に該当するかどうかによって派遣期間の取扱いが異なる現行制度の是非について検討を行う。	平成24年度検討開始	厚生労働省
28	労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分の更なる明確化	労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分について、各労働局における判断が異なることがないよう、都道府県労働局に対して照会の多い事例を収集し、その類型化を行った上で、基本的な考え方の整理を行うなど、更なる明確化を図る。	平成25年度措置	厚生労働省

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管官庁
29	有料職業紹介制度の見直し	有料職業紹介事業について、求人者、求職者及び関係雇用主が有料職業紹介サービスをより活用しやすくなるよう、届出制手数料の見直しを含む諸方策について、検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・平成25年度上期結論	厚生労働省
30	着地型観光に即した新たな旅行業区分の設置	地域独自の魅力を活かした着地型観光の更なる促進を図るため、「地域限定第3種旅行業」の創設、第3種旅行業者が募集型企画旅行（隣接市町村等に限定。）を実施する場合の事前収受金の制限の撤廃等の旅行業法施行規則改正を行う。	平成24年度措置	国土交通省
31	旅客船事業における航路申請の見直し	平水区域内を航行する遊覧船や屋形舟に係る航路申請において、一定区域内における航路変更に対応できるゾーン管理の仕組みを取り入れることについて、安全審査に当たっての航路障害物、輻輳海域の航行、岸壁の仕様調整等についての具体的な審査方法など弾力的運用の在り方について検討した上で、結論を得る。	平成24年度結論	国土交通省
32	CIQの合理化	CIQ業務（動植物検疫を除く）に関し、運航前の事前調整や到着時の手続の迅速化など機動性・効率性を高めるため、CIQの各職員が常駐している空港におけるビジネスジェットの運航前のCIQ官署との調整については、国土交通省に対する有償運送の許可申請と並行して、運行者又はそのハンドリング会社がCIQ官署に連絡することで差し支えないこととし、関係事業者等に周知する。	平成24年措置	法務省 財務省 厚生労働省
＜グリーン分野＞				
33	燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制の再点検	平成27年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始を行うため、平成22年12月に公表した工程表（「規制の再点検に係る工程表2015年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始に向けて、実施すべき事項」）について、進捗状況を踏まえた見直しを行うとともに、平成27年までの各年の取組を明らかにした工程表に改定する。	平成24年度措置	総務省 経済産業省 国土交通省
34	スマートメータの普及促進に向けた屋外通信（PLC通信）規制の緩和	スマートメータの高速通信を可能とするため、2MHz～30MHz帯での電力線搬送通信（PLC）の屋外利用について、所要の省令改正を行う。	平成24年度措置	総務省
35	石油備蓄等における特定屋外貯蔵タンクに係る開放検査の合理化	石油備蓄等における特定屋外貯蔵タンクのうち旧法タンク（昭和52年の政令改正以前に建設されたタンク）に係る保安検査の開放周期の在り方について、平成25年度に結論を得ることを前提として、結論を得るまでの工程表（検討スケジュール）を策定、公表する。	平成25年1月までに措置	総務省
36	道路への設置許可対象の範囲拡大	太陽光発電設備を道路占用許可対象物件に追加することを内容とする道路法施行令の改正を行う。	平成24年度措置	国土交通省
37	発電水利権許可手続の合理化	発電水利権許可手続の合理化のため、河川区域内において小水力発電施設を設置する場合について、工作物の新築等の許可に係る審査基準のうち、構造上の基準について作成する。	平成24年度措置	国土交通省
38	サーマルリサイクル条件の見直し	バイオマス発電の普及促進の観点から、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の熱回収（サーマルリサイクル）条件の在り方について、循環型社会形成推進基本法に定める循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則も踏まえ検討を行い結論を得る。	平成24年度検討開始、平成25年度結論	農林水産省 環境省
39	発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等	火力発電所リプレース及び風力・地熱発電所における環境アセスメントの簡素化・迅速化や、高効率でCO2排出量の少ない石炭火力や天然ガス火力発電所の新增設における環境アセスメントの迅速化等について検討し、環境アセスメント手続に係る期間を火力リプレースについては最大1年強まで短縮、風力・地熱発電所については概ね半減させる。	平成24年に一定の結論、結論を得次第措置	環境省 経済産業省
40	電気主任技術者の不選任承認範囲の拡大	太陽電池発電設備に係る電気主任技術者の不選任承認範囲について、2,000kW未満への引き上げについて検討し、技術動向や安全性の状況を踏まえて見直しを行う。	平成24年度結論、平成25年度上期までに必要に応じ措置	経済産業省
41	再生可能エネルギー等の系統接続の円滑化①（情報開示の拡大に向けた見直し）	再生可能エネルギー等の系統接続の円滑化のため、送配電網や接続可能地点等の系統の受入可能性についての情報や接続コスト（費用の内訳、工期等）等について、事業者から実情把握を行い、その情報開示に必要な改善点を検討し、ガイドラインとして策定する。	平成24年措置	経済産業省
42	再生可能エネルギー等の系統接続の円滑化②（申請手続の見直し）	再生可能エネルギー等の系統接続申請を円滑化するため、現在電力会社によって異なる系統接続申請書類や運用ルールを見直し、手続書類の様式を簡素化・統一化する。また、標準処理期間の短縮化を図るべく検討し、ガイドラインとして策定する。	平成24年措置	経済産業省
43	超小型モビリティの走行緩和	超小型モビリティの公道走行について、道路運送車両法に基づく基準緩和制度を活用することで、公道走行を従来より簡便な手続で行えるようにする認定制度を平成25年1月目途に創設する。	平成24年度措置	国土交通省 警察庁
44	小水力発電に係る河川法の許可手続の簡素化	一定の発電規模の要件に該当する小規模な水力発電については、水利使用区分を「準特定水利使用」として大規模な水力発電とは異なる取扱いとするなどの内容の河川法施行令の改正を行う。	平成24年度措置	国土交通省

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管官庁
45	太陽光発電設備における電気主任技術者の兼任要件の緩和	電気主任技術者の兼任承認において、常時勤務する事業場と兼任事業場が親子会社又は同一の親会社を持つ会社でなければならないという要件について、太陽光発電設備を設置する兼任事業場が当該電気主任技術者が常時勤務する事業場と同一敷地内にある場合、又は太陽光発電設備を設置する兼任事業場が当該電気主任技術者が既に兼任している事業場と同一敷地内にある場合には不要とする。	平成25年上期 結論、結論を 得次第措置	経済産業省
46	ダム水路主任技術者の選任不要化範囲の明確化(ダムの要件明確化)	電気事業法においてダム水路主任技術者の選任が不要となる小水力発電設備の条件である「ダムを伴わないもの」の定義を明確化し、ヘッドタンクや農業用水路内等に設けられた堰はダムに当たらないことを周知する。	平成25年1月 措置	経済産業省
47	系統接続円滑化のための発電設備等の電力容量の変更	「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」において、低圧連系、高圧連系、特別高圧連系(35kV以下の特別高圧電線路のうち配電線扱いの電送路と連系する場合)の発電設備等の一設置者当たりの電力容量は、それぞれ原則50kW、2,000kW、10,000kW「未滿」となっているところ、一設置者あたりの電力容量が50kW、2,000kW、10,000kWの発電設備等の接続についても、個別協議により、技術面などで問題が無いと判断される場合には連系を認めるよう、当該容量近傍の電力容量の発電設備等について運用を柔軟化する。	平成24年措置	経済産業省
48	固定価格買取制度における買取義務の考え方の明確化	固定価格買取制度における買取義務の考え方につき、以下の事項についてQ&Aを作成してホームページに掲載し、明確化する。 ・特定契約の買取の相手方が変更された場合、買取価格は設備認定時に決められた価格を引き継ぐものとし、変更時の価格・期間が適用されることはないこと ・特定契約の買取の相手方が新電力から一般電気事業者に変更された場合、当該一般電気事業者には買取義務があること ・特定契約の買取の相手方が一般電気事業者から新電力、新電力からまた当初の一般電気事業者へと変更された場合、当該一般電気事業者には買取義務があること ・複数の電気事業者と特定契約を締結した場合、当初の優先順位・割合を変更したとしても、当該複数の電気事業者には買取義務があること	平成24年度措 置	経済産業省
49	電気自動車専用急速充電器の同一敷地内複数契約を可能とする特例措置の高速道路SA等への係る更なる緩和	電気自動車専用急速充電施設の整備を促進するため、高速道路の上下線の各休憩施設に急速充電施設を設置する場合においては、一需要場所である上下線それぞれの施設での追加契約を可能とすることの是非について検討し、結論を得る。	平成25年上期 結論、結論を 得次第措置	経済産業省
50	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の転載	自動車に搭載され、使用されていた圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を別の自動車に装着することについて、使用されていた容器を継続使用することに当たっての安全性や取り外し後の保管方法等に関し、民間団体等による技術的な安全性の評価・検討を踏まえ、省令等の改正の可否について検討し、結論を得る。	平成25年度検 討開始、結論 を得次第措置	経済産業省
51	改正省エネ法における地縁的一体性を持った複数事業所の取り扱いの適用範囲の拡大	複数の事業者が入居しているオフィスビル(いわゆるテナントビル)等における定期報告をはじめとするエネルギー管理の在り方について、地縁的一体性の考え方の業務部門への適用の可否を検討し、結論を得る。	平成25年上期 結論、結論を 得次第措置	経済産業省
52	公道部分の形質変更届に係る添付書類の簡素化	土壤汚染対策法第4条第1項の公道に係る届出について、当該土地の所有者を証する必要がある場合、登記事項証明書及び公図の写し以外の書類で代替できるか否かについて検討し、結論を得る。	平成25年度措 置	環境省
53	ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する洗浄処理ガイドラインの制定	微量PCB汚染廃電気機器等の適正かつ迅速な処理を推進する観点から、洗浄処理方式について検討を行い、その実用可能性が認められた方式からガイドラインの策定を行う。	平成24年度検 討開始、逐次 実施	環境省
〈ライフ分野〉				
54	iPS細胞を用いた再生医療実現のための法整備等	iPS細胞を用いた再生医療を実現するために、次期通常国会における薬事法改正案の提出等の関連法制の整備を行うとともに、安全面の基準整備等を進める。	平成25年措置	厚生労働省 内閣府
55	ワクチン政策の見直し	予防接種の目的や基本的な考え方、WHOが接種を推奨しているワクチンの定期接種化、予防接種に関して評価・検討する組織の設置等及びワクチンの費用負担の在り方等について早急に検討し、結論を得るとともに、それを踏まえた予防接種法の抜本的な見直しを図るための法案を提出する。	平成24年度中 を 目指した法 案提出	厚生労働省
56	レセプト等医療データの利活用促進①	レセプト等医療データの利活用促進のため、レセプト情報を一元化したデータベースについて、医師会、保険者、大学や民間シンクタンク等の研究機関など幅広く第三者も利用できるよう、平成24年度までの試行結果を踏まえ、データ提供対象者の拡大等通常運用の在り方について検討を行い、検討結果を踏まえ、ガイドラインを改定し周知する。	平成24年度措 置	厚生労働省
57		また、利用者の利便性を考慮し、安全性に十分配慮したサンプリングデータセットの試行的提供を実施するとともに、平成25年度以降のDPC(診断群分類)データの提供に向けた検討を行い、今後の提供の在り方について一定の結論を得る。	平成25年度上 期措置	
58	レセプト等医療データの利活用促進②	ICD10コードを採用したレセプトデータ(DPCレセプト含む)の利活用について引き続き検討し、結論を得る。	平成24年度検 討開始、平成 25年度結論	厚生労働省

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管官庁
59	ICTの利活用促進(遠隔医療、特定健診保健指導)	特定健診に基づく保健指導においてICT(情報通信技術)を活用した遠隔面談を可能とするよう制度の見直しを行う。	平成24年度結論、平成24年度措置	厚生労働省
60	国際医療交流(外国医師の国内診療等)	医師、看護師等の臨床修練制度の見直しについて、「医療提供体制の改革に関する意見」(平成23年12月22日社会保障審議会医療部会)を踏まえ、手続き面の簡素化や2年間という年限の弾力化を図るとともに、臨床修練に加え、教授・研究の中で外国の医師等が診療を行うことを認めることにつき、これを実施するための関連法案を医療法等改正法案の一部として提出する。	平成25年度措置	厚生労働省
61	医療事故調査制度の創設	誰にでも起こりうる医療行為による有害事象に対する補償を医療の受益者である社会全体が薄く広く負担をするため、保険診療全般を対象とする無過失補償制度に関し、まずはその前提となる医療事故調査制度の創設について検討を行い、課題等を整理・公表する。	平成24年度措置	厚生労働省
62	医薬品・医療機器におけるイノベーションの適切な評価の実施	新薬のうち一定要件を満たすものに加算を行う「新薬創出・適応外薬解消等促進加算」に係る効果等の検証、我が国における新規医療材料の開発や実用化に対するインセンティブを高めるための補正加算の要件等の見直し、有用性が高い新規医療材料について、新規機能区分に追加してその有用性を評価する試行的枠組みの効果等の検証など、医薬品・医療機器におけるイノベーションの適切な評価に向けて、次期診療報酬改定までの工程表(中央社会保険医療協議会における検討スケジュール等)を策定、公表する。	平成24年度措置	厚生労働省
63	医薬品分野におけるGCP省令の国際基準との整合①	GCP省令(医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年3月27日厚生省令第28号))の内容をICH-GCPの内容と整合させるよう、GCP省令の見直しに向けた検討を行い、省令を改正する。	平成24年度措置	厚生労働省
64	医薬品分野におけるGCP省令の国際基準との整合②	GCP省令(医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年3月27日厚生省令第28号))の運用通知(「「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」の運用について」(平成23年10月24日薬食審査発1024第1号))をICH-GCPの内容と整合させるよう検討を行い、通知を改正する。また、同通知の改正と併せて、同通知がガイダンスである旨の周知徹底を行う。	平成24年度措置	厚生労働省
〈農林漁業分野〉				
65	国家貿易制度の見直し	麦の国家貿易について、SBS方式(売買同時契約方式)の導入を拡大する。なお、それまでの間、平成24年11月に実施した輸入事務の運用改善を通じ、SBS方式の利用を推進する。	平成25年上期結論	農林水産省
66	国産木材の利用促進(大規模木造建築物に関する構造規制の見直し)	国産木材の利用促進のため、耐火構造が義務付けられる延べ面積基準及び学校などの特殊建築物に係る階数基準といった木造建築関連基準について、木材の耐火性等に関する研究の成果等を踏まえて見直しの結論を得るとともに、所要の法令改正を行う。	平成25年度結論、結論を得次第措置	国土交通省
67	EU諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止の解除	EU諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止について、解除に向け検討し結論を得る。	平成24年度結論	厚生労働省
68	有害鳥獣捕獲の促進	業として有害鳥獣捕獲を行う者を育成する制度(国の認定資格を設けるとともに、当該者に対して捕獲の支援をし、地域をこえた活動を促進する等)を整備することについて、措置までの工程表(法令改正が必要な場合は法案提出予定時期等を含む)を策定、公表する。	平成24年度措置	環境省
69	新規農協設立の弾力化(地区重複農協設立等に係る「農協中央会協議」条項)	地区重複農協設立等にかかる中央会協議条項について、廃止する方針が得られていることから、関連する法案が提出される機会をとらえて必要な法制上の措置を講じる。	平成24年度以降できる限り早期に措置	農林水産省
70	米の農産物検査法(「年産」や「品種」の表示)のあり方	米の年産・品種について、農産物検査法に基づく検査証明書以外の方法により証明を行うことができれば、表示を可能とすることについて、工程表(検討スケジュール)を策定、公表した上で、平成25年度上期までに結論を得る。	平成25年9月までに措置	消費者庁